

さいたま市教育委員会会議

(定例会)

令和 7 年 10 月 23 日 開催

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和7年10月23日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第16号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告第17号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を【非公開案件】含む。）以上の人事について

3 議 事

議案第57号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負契約）

議案第58号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事請負契約）

議案第59号 令和7年度さいたま市教育功労賞表彰について 【非公開案件】

議案第60号 さいたま市立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について 【非公開案件】

議案第61号 さいたま市公民館運営審議会委員の委嘱について 【非公開案件】

議案第62号 さいたま市図書館協議会委員の任命について 【非公開案件】

議案第63号 さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について 【非公開案件】

4 そ の 他

いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査結果の報告について 【非公開案件】

5 閉 会

報告第16号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和7年10月23日提出

さいたま市教育委員会

教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申し出ることを臨時代理する。

令和7年10月10日提出

さいたま市教育委員会

教育長 竹居 秀子

記

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 委員会は、教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものという。）を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、第11条に規定する教職員の休日における正規の勤務時間中の勤務及び第13条第1項の規定により代休として指定された正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 委員会は、教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、第11条に規定する教職員の休日における正規の勤務時間中の勤務及び第13条第1項の規定により代休として指定された正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

- ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

- ・ 指導改善研修被認定者の適用除外（第8条関係）
 - ・ 委員会が時間外勤務を命じる場合における規定の教育職員の定義から、指導改善研修被認定者を除くもの。

(施行期日) 令和8年1月1日

3 根拠となる法令

- ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）

令和7年6月18日公布 令和8年1月1日等施行

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部 を改正する条例の制定について（概要）

1 経緯

学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の待遇改善を一体的・総合的に進めるため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が改正（令和7年6月18日公布）され、所要の改正が必要となった。

2 改正の概要

- ・ 指導改善研修被認定者の適用除外（第8条関係）
 - ・ 委員会が時間外勤務を命じる場合における規定の教育職員の定義から、指導改善研修被認定者を除くもの。

※指導改善研修被認定者とは、教育公務員特例法第25条第1項の規定により、児童等に対する指導が不適切であると認定された教諭等であって、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修を受けるもの。

3 施行期日

令和8年1月1日

議案第 57 号

議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負契約）

議決事項の一部変更（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負契約）について、下記のとおり変更したいので、市長に申出する。

令和 7 年 10 月 23 日提出

さいたま市教育委員会

教育長 竹居 秀子

記

契約金額中「5, 759, 160, 000 円」を「5, 814, 017, 000 円」に変更する。

提案理由書

令和 6 年 6 月 議会において議決を得たさいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負契約について（議案第 108 号。令和 7 年 2 月 議会（議案第 68 号）において議決を得て一部変更）、「さいたま市建設工事請負契約基準約款第 26 条第 6 項」に基づき、受注者からインフレスライドによる契約金額変更の請求等があったため、当該工事請負契約に係る議決事項のうち、契約金額を増額することに關し市長に申出するものです。

さいたま市立新設大和田地区小学校建設工事について

1 工事名称

さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事
さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事
さいたま市立新設大和田地区小学校建設（機械設備）工事

2 工期

令和6年6月28日から令和8年2月17日まで
(変更による工期延長なし)

3 契約相手方

建築：斎藤・和光・共栄特定共同企業体
電気設備：万代・浦和特定共同企業体
機械設備：ソーセツ・新研特定共同企業体

4 変更内容

建築工事

当初契約額	5, 603, 400, 000円（消費税込み）(R6. 6)
1回目変更による増額	155, 760, 000円（消費税込み）(R7. 3)
現契約額	5, 759, 160, 000円（消費税込み）…①
2回目変更による増額	54, 857, 000円（消費税込み）…②
変更後契約金額	5, 814, 017, 000円（消費税込み）…①+②

電気設備工事

当初契約額	739, 272, 600円（消費税込み）(R6. 6)
1回目変更による増額	62, 139, 000円（消費税込み）(R7. 3)
現契約額	801, 411, 600円（消費税込み）…①
2回目変更による増額	81, 510, 000円（消費税込み）…②
変更後契約金額	882, 921, 600円（消費税込み）…①+②

機械設備工事

当初契約金額	1, 569, 700, 000円（消費税込み）(R6. 6)
1回目変更による増額	41, 063, 000円（消費税込み）(R7. 3)
現契約額	1, 610, 763, 000円（消費税込み）…①
2回目変更による増額	0円（消費税込み）…②
変更後契約金額	1, 610, 763, 000円（消費税込み）…①+②

5 変更概要

工期内の急激な賃金及び物価の変動が生じたため、建築工事及び電気設備工事の受注者より「さいたま市建設工事請負契約基準約款第26条第6項」に基づくインフレスライドによる請負代金額変更の請求がありました。金額の精査を行い、受注者と協議した結果、建築工事で54, 857, 000円、電気設備工事で81, 510, 000円、併せて136, 367, 000円の増額変更を予定しております。

なお、機械設備工事の受注者にはインフレスライドによる請負代金額の変更を請求しない意向であることを確認しております。

議案第58号

議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事請負契約）

議決事項の一部変更（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事請負契約）について、下記のとおり変更したいので、市長に申出する。

令和7年10月23日提出

さいたま市教育委員会

教育長 竹居 秀子

記

契約金額中「801, 411, 600円」を「882, 921, 600円」に変更する。

提案理由書

令和 6 年 6 月議会において議決を得たさいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事請負契約について（議案第 109 号。令和 7 年 2 月議会（議案第 69 号）において議決を得て一部変更）、「さいたま市建設工事請負契約基準約款第 26 条第 6 項」に基づき、受注者からインフレスライドによる契約金額変更の請求等があったため、当該工事請負契約に係る議決事項のうち、契約金額を増額することに関し市長に申出するものです。